

柏市保育のあり方懇談会(第6回)資料に対する意見として (第1回目～6回目全体を通して強調したいこと)

阿部和子
(2022.2.28)

これまでに、あり方懇談会でそれぞれの項目ごとに意見を述べてきましたが、全体を通して、是非これだけは (柏市保育の質向上システム(仮))ということに関して、まとめてみました。

- ➡人生の土台を形づくると言われている3歳未満の子どもたちの育ちの支援に力を入れていただきたいと思います。柏市では、3歳未満児の家庭での養育が約6割です。この約6割の子どもたちが、親になりたての人たちが、育児の仕方を試行錯誤しながらの環境で生活していることとなります。その生活が、他者の目を通して確かめられることもあまりありません。保育所他に通っている子どもたちと異なり、子どもにとっての望ましい生活に対する気づきの機会があまりないように思います。この年齢の養育の質の向上も重要となります。
- ➡この年齢の親子の生活の質(養育の質)にもぜひ目を向けてほしいと考えて、第5回目の資料の柏市基幹園のイメージをもとに、柏市の保育システムの中に、家庭養育の子どもと保護者を位置づけてみました。また、基幹保育園の機能にも少し加えました。

1. 柏市の保育システムを支える 原則として押さえておきたいこと

(子どもに関わる人が子どもの権利を尊重する＝子どもが子どもらしい生活を安心してできるように子どもの権利を正しく理解することも重要
スライド3参照)

Principle 5.
Honor Children's Rights※
原理5: 乳幼児の権利を尊重すること

※子どもの権利条約
生きる権利
育つ権利
守られる権利
参加する権利

Principle 2.
Include All Children & Families
全ての子どもたちと家庭を含める

Principle 3.
Provide Family-Centered Care
家庭を中心にすえた保育を提供する

Principle 4.
Respect Children's Families & Cultures
子どもの家庭と文化を尊重する

Principle 1.
Understand Multiple Influences
(子どもの能力を部分的理解ではなく複雑で全体的なものとして理解する)

Principle 7.
Engage in Sensitively-Responsive Care
敏感で応答的な保育をする

Principle 6.
Create Culture of Care Throughout the System
システム全体に保育文化を創造する

(1)スライド2を柏市の保育システムを支える原則としたい理由の説明

①ファミリーセンタードということ(子育ての第一義的責任は保護者)

子どもの生活する場所(発達の土壌)

Principle 4. Respect Children's Families & Cultures

子どもの家族とその家庭の文化を尊重すること

家族・家庭の作り出す雰囲気や行動様式(文化)のなかで
子どもの発達が方向づけられる(私という感覚:自己の獲得、
その私の持つ能力、その能力を使って生きる価値観などを獲得する)

* the child's development of sense of self

この子どもの育つ家庭が尊重されること(他者に肯定されること)は、
そこで育つ子どもの存在の肯定につながる

➡ 自己肯定感の獲得へ

生きる権利:住む場所や食べ物があり、医療を受けられるなど、命が守られること

育つ権利:勉強したり遊んだりして、もって生まれた能力を十分に伸ばしながら成長できること

守られる権利:紛争に巻き込まれず、難民になったら保護され、暴力や搾取、有害な労働などから
守られること

参加する権利:自由に意見を表したり、団体を作ったりできること

子どもの権利条約における4つの原則

- ・生命、生存及び発達に対する権利
(命を守られ成長できること)
➡すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障される。
- ・子どもの最善の利益
(子どもにとって最もよいこと)
➡子どもに関することが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考える。
- ・子どもの意見の尊重
(意見を表明し参加できること)
➡子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表す(乳児では泣くこと、表情などで表す)ことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮する。
- ・差別の禁止
(差別のないこと)
➡すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障される。

子どもの権利

②子どもの育つ場所が、明らかに発達を阻害するような場合

子どもの**権利が疎外**されるような「家庭環境(敏感で応答的でない対応)原則7」だとしたら
Principle 3. Provide Family-Centered Care

Principle 4. Respect Children's Families & Cultures

という子どもの家庭のやり方を尊重し、その家族を中心に保育をするということは、どういうことか？

* 保育所に限らず、子どもの生活や発達において、大切に考える考え方は

Principle 5. Honor Children's Rights(基本中の基本)である。

大人が子どもに約束したこと(日本は児童の権利条約の批准国である:スライド3参照)である。
従って、子どもの最善の利益を実践するのが、子どもの育ちの支援であり、



* 子どもの権利が疎外されるような家庭環境は改善のための支援が必要になる。

➡保護者が、子どもが権利主体であること、自らと同じ主体であることに気づき、

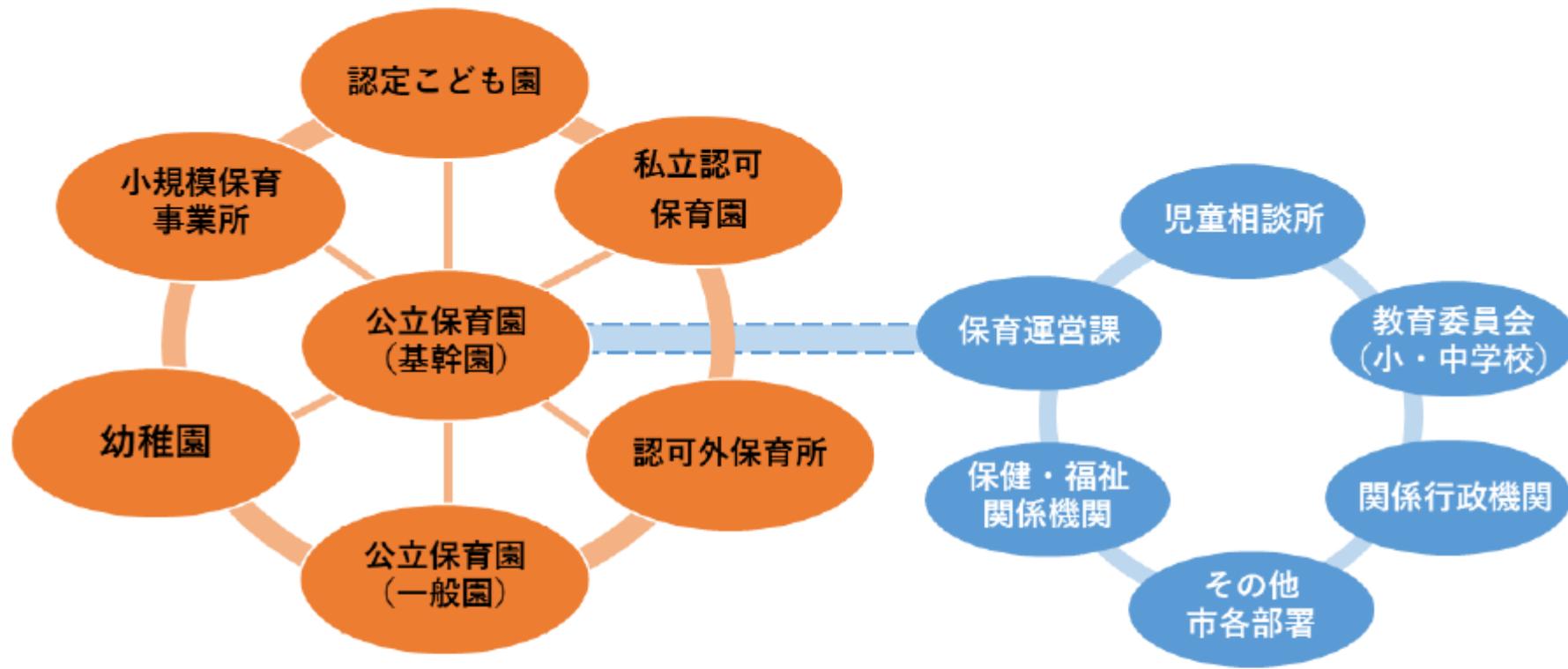
➡主体同士の生活(大人と子どもの折り合いをつけた生活)を作り出していくためには

保護者がどのように家庭環境を修正していったらいいのかに気づき実践しようとする事への支援

(→この部分を支援することに、子育て支援することの意味をここにみつけたい。

イベントは目的ではなく支援の入り口である)

(参考) 基幹園としての機能のイメージ図



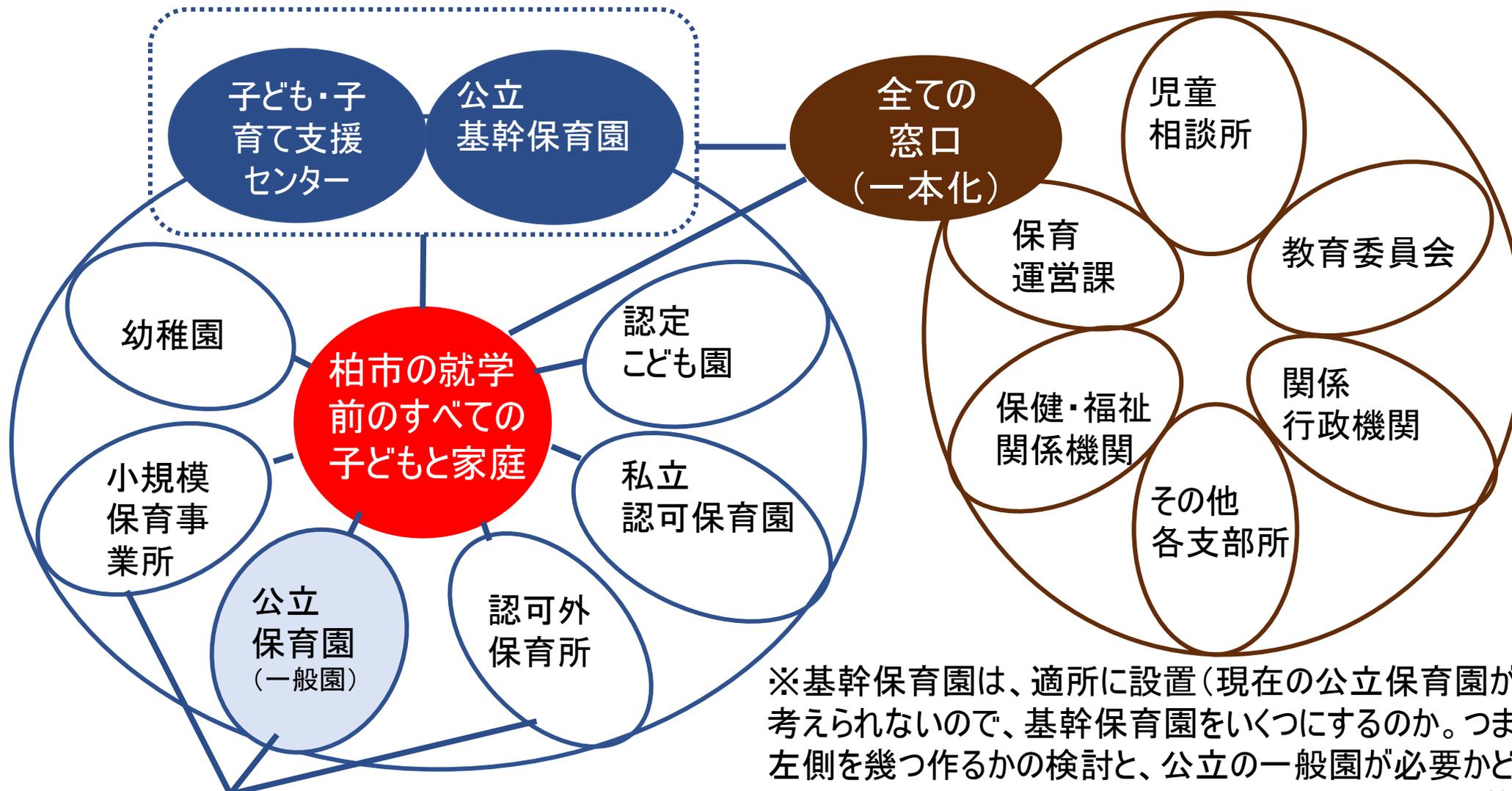
<基幹園の機能>

- 地域における保育の調整役となり、私立保育園等と協力して地域の保育の質の向上を図ることを想定。
- 地区別交流会の開催や、公開保育や研修の機会を提供することを想定。
- 保健所、児童相談所、こども発達センター、小学校等の関係行政機関との連携を支援することを想定。
- ⇒保育における各施設や機関の課題等を議論・共有するとともに、施設長同士だけでなく担当者同士も含め、日頃から互いの事業内容等に関する情報共有を図る。

第5回資料(R4.1.27)の資料をもとに6スライドのように少し手を入れてみました。

先の基幹保育所の機能に加えて
保育の質の向上のための研究部会として
保育実践研究部会を設置し
全体の保育の質の底上げ+
保育のスペシャリスト養成
のために、以下のブランチを置く
→乳児保育、幼児保育、障害児保育、保護者支援・子育て支援(支援員の育成とその質の向上が必須)、保健衛生・安全対策、食育・アレルギー対策、マネジメントなど

2. 柏市保育システム(子どもの権利尊重の文化創造に寄与する)



連携保育所
日常的なサポート園

※基幹保育園は、適所に設置(現在の公立保育園がそのまま残ることは考えられないので、基幹保育園をいくつにするのか。つまりこのシステムの左側を幾つ作るかの検討と、公立の一般園が必要かどうかの検討、一般園をつくらなくなった場合は、認可外保育所と小規模保育所の専門性に関するサポート(3歳未満児の保育の重要性に鑑み)と連携保育所は認定こども園や私立保育園が受け皿になる。家庭養育のサポート(約6割)は子ども・子育て支援センター・認定こども園ほかで実施する